## 学内を通行していた街宣車らしき車両について

【ご質問】(投稿日:2017年12月12日)

本日(平成29年12月12日)午後6時ごろ、「政治を変える」などと書かれた街宣車らしき車両が時計台前クスノキ周辺(京都大学敷地内)を通行しているところを目撃しました。該当する車両は入構許可をとって入構したのか(あるいは私の見間違いではないのか)、また、もし入構許可を取って入構したのであればどのような理由で入構許可を出されたのかをお教えください。

【回答】(回答日:2017年12月21日)

(施設部プロパティ運用課)

本学に用務がある方であれば、来学手段としての車両の種類・用途に関わらず入構を認めております (観光等の大型バスは除く)。入構に際して自動車専用門詰所での一時入構許可証の発行や入構ゲートの発券機での車両一時入構券(駐車券)の発行を受けるなど、正規の手続きを経ている車両であれば、原則として入構を拒否するものではありません。

但し、明らかに拡声器を使用して大音量を発するなどの教育研究活動を妨害する行為や 構内の者の迷惑となる行為を行うおそれがある場合には、構内への立ち入りを禁止しま す。また、正規の手続きを経て入構後、上記の行為を行った場合には、速やかに出構す るよう勧告します。